

令和5年度 法人税関係法令の改正の概要

国税庁

法人番号: 7000012050002

電子帳簿等保存制度を利用することで、
次のような方法で経理のデジタル化が可能です

- 会計ソフトで作った帳簿や書類をデータのまま保存
- 領収書やレシートなどをスマホで撮影して経理処理・保存

詳しくはこちら →

国税庁 電子帳簿保存法

検索



略 語

改正法	所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)
改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第135号)
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年財務省令第13号)
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第145号)
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年財務省令第19号)
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
共同化調査省令	国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令(令和2年経済産業省令第36号)
共同化調査省令証明基準	国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等(令和2年経済産業省告示第85号)
令5経済産業省告示50	租税特別措置法施行令第39条の34の3第1項第6号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件(令和5年経済産業省告示第50号)
事業再編実施指針	事業再編の実施に関する指針(平成26年財務省・経済産業省告示第1号)

(注) この資料は、令和5年3月31日現在公布されている法令に基づき作成しています。

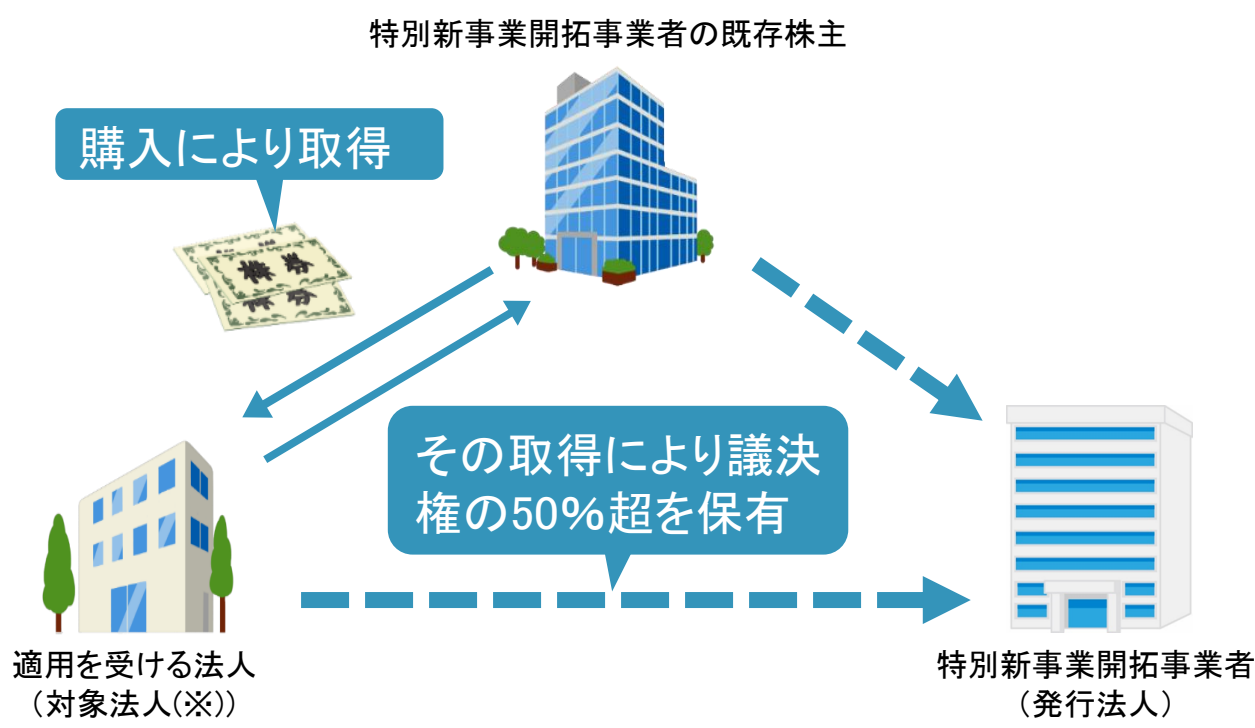
目次

1 オープンイノベーション促進税制の見直し	3	5 暗号資産の評価方法等の見直し	30
(1) 特定株式の範囲の拡充	4	(1) 期末に時価評価損益を計上するものの範囲等	31
(2) 特定株式の意義	5	(2) 譲渡についての制限その他の条件	33
(3) 増資特定株式以外の特定株式に係る要件	6	(3) 取得価額の区分の追加	35
(4) 増資特定株式以外の特定株式に係る取崩し事由	7	(4) 暗号資産信用取引の範囲	36
(5) 増資特定株式以外の特定株式に係る成長要件	9	(5) 経過措置	37
(6) 増資特定株式の取得価額の上限	10	6 グローバル・ミニマム課税への対応	39
2 試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)の見直し	11	(1) グローバル・ミニマム課税の概要	40
(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度	12	(2) 所得合算ルールのイメージ	41
(2) 中小企業技術基盤強化税制	14	7 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例の見直し	42
(3) 試験研究費の範囲(サービス開発に係る見直し)	16	8 その他主な改正項目	44
(4) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度 (対象となる特別試験研究費の額の見直し)	17	(1) 中小企業投資促進税制の見直し	45
(5) 組織再編成があった場合の調整計算の見直し	21	(2) 中小企業経営強化税制の見直し	47
(6) 経過措置	22		
3 認定株式分配に係る課税の特例の創設	24		
(1) 制度の概要	25		
(2) 認定株式分配に係る適格要件	26		
4 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し	27		
(1) 適用期限の延長、対象となる買換えの見直し	28		
(2) 届出要件の追加	29		

1 オープンイノベーション促進税制の見直し

(1) オープンイノベーション促進税制の見直し(特定株式の範囲の拡充)

対象となる特定株式(次ページ参照)に、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式で、その取得によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有することとなるものが加えられ、その取得価額の上限が200億円とされました(措法66の13①)。



※ 本制度の適用を受けることができる法人(この資料において「対象法人」といいます。)は、青色申告書を提出する法人で、共同化調査省令第2条第1項に規定する経営資源活用共同化推進事業者に該当するものとされています(措法66の13①、措規22の13①)。

改正後	
特定株式	1件当たり取得価額の上限
10ページ参照 資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特別新事業開拓事業者の株式(増資特定株式)	50億円
追加 発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有することとなるもの (増資特定株式以外の特定株式)	200億円

(2) オープンイノベーション促進税制の見直し(特定株式の意義)

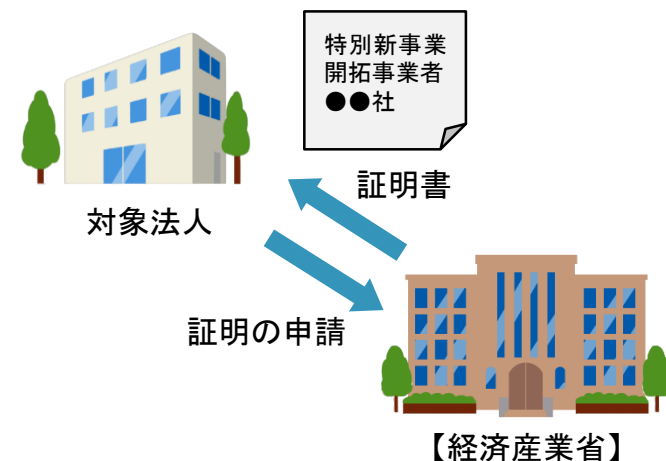
本制度の対象となる特定株式は、特別新事業開拓事業者(※1)の株式のうち、次表の要件を全て満たすもので、経済産業大臣の証明(※2)に係る書類に記載された特別新事業開拓事業者の株式(その特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有している法人がその特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式等の一定の株式を除きます。)とされました(措法66の13①、措令39の24の2①、措規22の13③)。

- 1 その株式がその特別新事業開拓事業者の資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること又はその株式がその取得(購入による取得に限る。)によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有することとなるものであること(前ページ参照)
- 2 その株式の保有が次に掲げる株式の区分に応じそれぞれ次に定める期間継続する見込みであること
 - イ 資本金の額の増加に伴う払込みにより交付される株式 その取得の日から3年を超える期間
 - ロ イの株式以外の株式 その取得の日から5年を超える期間
- 3 上記1又は2のほか、その株式の取得が対象法人及びその特別新事業開拓事業者の特定事業活動に特に有効なものとなると認められるものであること

※1 特別新事業開拓事業者とは、新事業開拓事業者のうち特定事業活動(自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいいます。)に資する事業を行う株式会社(既に事業を開始しているもので、設立後10年未満の会社又は設立後10年以上15年未満であって直前の事業年度の確定した決算において研究開発費の額の売上高に対する割合が10%以上であり、かつ、営業損失が生じている会社であること等の要件を満たすものに限り)又はこれに類する外国法人をいいます(措規22の13②、産業競争力強化法2⑳、共同化調査省令2②、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則2二)。

また、新事業開拓事業者とは、新商品の開発等の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者であって、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要な事業者をいいます(産業競争力強化法2⑥)。

※2 対象法人は、特別新事業開拓事業者の特定事業活動等の実施の状況が経済産業大臣が告示で定める基準に適合することについて、その告示で定めるところにより経済産業大臣の証明を受けることができることとされています(共同化調査省令3①一～四、4①、共同化調査省令証明基準)。



(3) オープンイノベーション促進税制の見直し(増資特定株式以外の特定株式に係る要件)

発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式(増資特定株式以外の特定株式)に係る要件のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式(増資特定株式)に係る要件と異なる点は次のとおりです。

	増資特定株式に係る要件	増資特定株式以外の特定株式に係る要件(※2)
取得方法	資本金の額の増加に伴う払込みによる取得(措令39の24の2①一)	購入による取得(その購入により、特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有することとなるものに限る。)(措令39の24の2①柱書)
保有見込期間	取得の日から3年を超える期間継続して保有する見込みであること(措令39の24の2①ニイ)	取得の日から5年を超える期間継続して保有する見込みであること(措令39の24の2①二ロ)
取得価額の下限	次の区分に応じ次の金額以上であること(共同化調査省令3①一) <ul style="list-style-type: none"> 特別新事業開拓事業者が内国法人である場合:1億円(対象法人が中小企業者(※1)である場合には、1,000万円) 特別新事業開拓事業者が外国法人である場合:5億円 	5億円以上であること(共同化調査省令3①二)
対象外となる株式	<ul style="list-style-type: none"> 特別新事業開拓事業者に出資をして本制度の適用を受けた後にその特別新事業開拓事業者に出資をする場合(その取得によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%超の議決権を有することとなる場合を除く。)のその特別新事業開拓事業者の株式(措規22の13③、共同化調査省令4①、共同化調査省令証明基準第5①一ハ) 	<ul style="list-style-type: none"> 外国法人である特別新事業開拓事業者の株式(共同化調査省令3①二括弧書) 令和5年4月1日以後に特別新事業開拓事業者に出資をして本制度の適用を受けた後に取得するその特別新事業開拓事業者の株式(措規22の13③、共同化調査省令4①、共同化調査省令証明基準第5①一イ)

※1 措法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者をいいます。

※2 この表に掲げる要件以外は、増資特定株式に係る要件と同様です。

(4) オープンイノベーション促進税制の見直し(増資特定株式以外の特定株式に係る取崩し事由①)

発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式(増資特定株式以外の特定株式)に係る特別勘定の取崩し事由のうち、増資特定株式に係る取崩し事由と異なる点は次のとおりです(措法66の13⑨~⑫、措令39の24の2⑫⑬、措規22の13⑥⑦⑩⑪)。

増資特定株式に係る取崩し事由	増資特定株式以外の特定株式に係る取崩し事由(※1)
特定事業活動に係る継続証明がされなかった場合(取得の日から3年(令和4年3月31日以前に取得したものは5年)を経過した特定株式に係る特別勘定の金額を除く。)(措法66の13⑨⑫一、措令39の24の2⑫、措規22の13⑥⑩)	特定事業活動に係る継続証明がされなかった場合(取得の日から5年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額を除く。)(措法66の13⑨⑫二、措令39の24の2⑬、措規22の13⑥⑪)
—	追加① 特定株式に係る特別勘定の金額のうち取得の日から5年を経過したものがある場合(その取得の日から5年以内に、いずれかの事業年度においてその特定株式を発行した法人が成長要件を達成した場合を除く。)(措法66の13⑩、措規22の13⑦)(次ページ及び9ページ参照)
特定株式を発行した法人が解散した場合(対象法人を合併法人とする合併により解散した場合を除く。)(措法66の13⑪四)	特定株式を発行した法人が解散した場合(※2)(措法66の13⑪四)
—	追加② 特定株式を発行した法人の総株主の議決権数の過半数を有しないこととなった場合(措法66の13⑪八)
(参考) 取得の日から3年(令和4年3月31日以前に取得したものは5年)を経過した特定株式に係る特別勘定の金額は、取崩し事由に該当する場合であっても益金の額に算入しない(措法66の13⑫一)。	—

※1 この表及び次ページの表に掲げる事由以外は、増資特定株式に係る取崩し事由と同様です。

※2 対象法人を合併法人とする合併により解散した場合であっても取崩し事由に該当します。

(4) オープンイノベーション促進税制の見直し(増資特定株式以外の特定株式に係る取崩し事由②)

増資特定株式以外の特定株式に係る特別勘定の金額について、成長要件を達成した場合(次ページ参照)はそれぞれ次によることとされています。

取崩し事由(※1)			成長要件を達成した場合	(参考)左記以外の場合
前ページの追加① 特定株式に係る特別勘定の金額のうち取得の日から5年を経過したものがあある場合(※2)			取崩し事由に該当しない(措法66の13⑩括弧書)	特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入する(措法66の13⑩)
特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合に変更があった場合	1	出資額割合が減少した場合	成長要件を達成したかどうかにかかわらず特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入する(措法66の13⑪八)	
		出資額割合の減少後に、特定株式を発行した法人の総株主の議決権数の過半数を有する場合	減少した出資額割合に応じた特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入する(措法66の13⑪一)	特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入する(措法66の13⑪三)
	2	上記1以外の場合	取崩し事由に該当しない(措法66の13⑪三括弧書)	特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入する(措法66の13⑪三)
特定株式につき剰余金の配当を受けた場合(分割型分割及び株式分配によるものを除きます。)			配当を受けた額の25%相当額の特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入する(措法66の13⑪五括弧書)	剰余金の配当により減少した資本剰余金の額に係る金額等の25%相当額の特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入する(措法66の13⑪五)

※1 この表及び前ページの表に記載している事由以外の取崩し事由に該当する場合は、特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入します。

※2 特定株式を発行した法人が成長要件を達成した場合におけるその特定株式の取得の日から5年を経過した後に増資特定株式と同様の取崩し事由のうち、特定事業活動に係る継続証明がされなかったこと以外の事由に該当することとなったときは、その事由に応じた特別勘定の金額を取り崩して、益金の額に算入します(措法66の13⑨⑪三⑫二)。

(5) オープンイノベーション促進税制の見直し(増資特定株式以外の特定株式に係る成長要件)

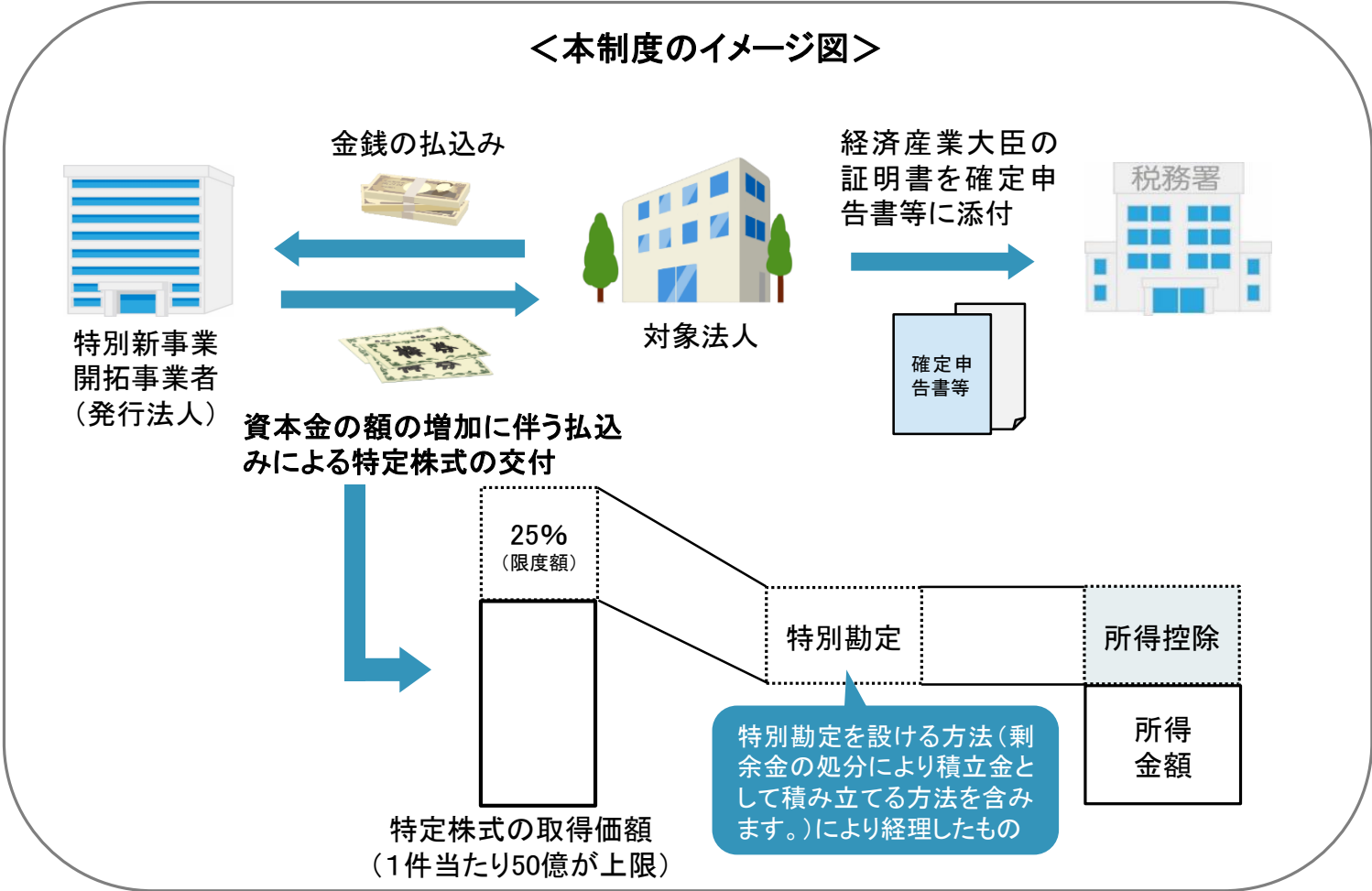
成長要件を達成した場合は、次のいずれかの要件に該当することにつき、経済産業大臣から証明を受けた場合とされています(措規22の13⑦、共同化調査省令4③、共同化調査省令証明基準)。

類型	特定株式を取得してから5年以内にその特定株式を発行した法人が満たすべき要件	
	成長投資	事業成長
売上高成長類型	—	売上高 \geq 33億円 かつ 売上高 \geq 基準年度の 決算の売上高 \times 1.7
成長投資類型(基準年度の決算において、 売上高 \leq 10億円かつ $\frac{\text{研究開発費}+\text{減価償却費}}{\text{売上高}} \geq 5\%$ である法人)	研究開発費 \geq 4.6億円かつ研究開発費 \geq 基準年度の決算の研究開発費 \times 1.9 又は 減価償却費 \geq 0.7億円かつ減価償却費 \geq 基準年度の決算の減価償却費 \times 3	売上高 \geq 1.5億円 かつ 売上高 \geq 基準年度の 決算の売上高 \times 1.1
研究開発特化類型(基準年度の決算(営業損失を生じているものに限る。))において、 売上高 \leq 4.2億円かつ $\frac{\text{研究開発費}}{\text{売上高}} \geq 10\%$ である法人)	研究開発費 \geq 6.5億円 かつ 研究開発費 \geq 基準年度の決算の研究開発費 \times 2.4 かつ (研究開発費-基準年度の決算の研究開発費) \geq 増資特定株式以外の特定株式の額 \times 15%	—

※ このページにおいて、基準年度の決算とは、特定株式を取得した日の直前のその特定株式を発行した法人の事業年度の確定した決算をいいます。

(6) オープンイノベーション促進税制の見直し(増資特定株式の取得価額の上限)

資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式(増資特定株式)について、対象となる取得価額の上限が50億円(改正前:100億円)に引き下げられました(措法66の13①一)。



資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式(増資特定株式)	1件当たり取得価額の上限
改正前	100億円
改正後	50億円

2 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）の見直し

(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度(税額控除割合の見直し)

増減試験研究費割合(※1)が9.4%を超える場合の特例が増減試験研究費割合が12%を超える場合の特例に見直された上、税額控除割合の上限を14%(原則:10%)とする税額控除割合の上乗せ特例及び試験研究費割合(※2)が10%を超える場合の特例の適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました(措法42の4②)。また、税額控除割合の下限が1%(改正前:2%)に引き下げられました(措法42の4①②)。

		税額控除割合		
		増減試験研究費割合		
		見直し		設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合
		12%を超える場合	12%以下の場合	
試験研究費割合	10%以下の場合	$11.5\% + \{(\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375\} = \text{【A】}\%$ (上限:14%) (措法42の4②一イ)	$11.5\% - \{(12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25\} = \text{【B】}\%$ (下限:1%) (措法42の4②一口)	8.5% (措法42の4②一ハ)
	10%を超える場合	$A\% + (A\% \times \text{控除割増率(注)})$ (上限:14%) (措法42の4②二)	$B\% + (B\% \times \text{控除割増率(注)})$ (上限:14%) (措法42の4②二)	$8.5\% + (8.5\% \times \text{控除割増率(注)})$ (上限:14%) (措法42の4②二)
		(注) 控除割増率(最大10%) = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5		

※1 増減試験研究費割合とは、増減試験研究費の額(その適用を受ける事業年度の試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいいます。)のその比較試験研究費の額に対する割合をいいます(措法42の4⑬三)。

また、比較試験研究費の額とは、その適用を受ける事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額の合計額をその各事業年度の数で除して計算した金額をいいます(措法42の4⑬五)。

※2 試験研究費割合とは、その適用を受ける事業年度の試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいいます(措法42の4⑬六)。

また、平均売上金額とは、その適用を受ける事業年度及びその事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額をいいます(措法42の4⑬十三)。

(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度(変動型控除上限の創設及び控除税額の上限の上乗せ特例の一部廃止)

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限(原則:調整前法人税額の25%)について変動型控除上限の特例が創設された上、試験研究費割合が10%を超える場合の控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました(措法42の4③二)。

控除税額の上限に上乗せ又は控除税額の上限から減算される金額	
上乗せ・減算特例	研究開発型ベンチャーの特例 調整前法人税額 × 15%
	創設 増減試験研究費割合が4%を超える場合 調整前法人税額 × (増減試験研究費割合 - 4%) × 0.625 (最大: 5%) (措法42の4③二イ)
	増減試験研究費割合が▲4%を下回る場合 調整前法人税額 × {0% - (増減試験研究費割合の絶対値 - 4%) × 0.625} (最小: ▲5%) (措法42の4③二ロ)
	試験研究費割合が10%を超える場合 調整前法人税額 × [(試験研究費割合 - 10%) × 2] (最大: 10%) (措法42の4③二ハ)
上乗せ特例	基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える場合 調整前法人税額 × 5%

基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例は、令和5年3月31日の適用期限の到来をもって廃止されました(旧措法42の4③三)。

(2) 中小企業技術基盤強化税制(税額控除割合の見直し)

増減試験研究費割合(※1)が9.4%を超える場合の特例が増減試験研究費割合が12%を超える場合の特例に見直された上、税額控除割合の上限を17%(原則:12%)とする税額控除割合の上乗せ特例及び試験研究費割合(※2)が10%を超える場合の特例の適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました(措法42の4⑤)。

		税額控除割合		
		増減試験研究費割合		設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合
		見直し		
		12%を超える場合	12%以下の場合	
試験研究費割合	10%以下の場合	$12\% + \{ (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375 \} = \text{【A】}\%$ (上限:17%)(措法42の4⑤一)	12%	12% (措法42の4④)
	10%を超える場合	$A\% + (A\% \times \text{控除割増率(注)})$ (上限:17%)(措法42の4⑤三)	$12\% + (12\% \times \text{控除割増率(注)})$ (上限:17%)(措法42の4⑤二)	$12\% + (12\% \times \text{控除割増率(注)})$ (上限:17%)(措法42の4⑤二)
		(注) 控除割増率(最大10%) = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5		

※1 増減試験研究費割合とは、増減試験研究費の額(その適用を受ける事業年度の試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいいます。)のその比較試験研究費の額に対する割合をいいます(措法42の4⑬三)。

また、比較試験研究費の額とは、その適用を受ける事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額の合計額をその各事業年度の数で除して計算した金額をいいます(措法42の4⑬五)。

※2 試験研究費割合とは、その適用を受ける事業年度の試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいいます(措法42の4⑬六)。

また、平均売上金額とは、その適用を受ける事業年度及びその事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額をいいます(措法42の4⑬十三)。

(2) 中小企業技術基盤強化税制(控除税額の上限の上乗せ特例の見直し)

増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の控除税額の上限の上乗せ特例が増減試験研究費割合が12%を超える場合の控除税額の上限(原則:調整前法人税額の25%)の上乗せ特例に見直された上、その特例及び試験研究費割合が10%を超える場合の控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました(措法42の4⑥)。

控除税額の上限に上乗せされる金額

上乗せ特例	1	増減試験研究費割合が12%を超える場合	調整前法人税額×10%(措法42の4⑥一)
	2	上記1以外で試験研究費割合が10%を超える場合	調整前法人税額×{(試験研究費割合-10%)×2} (最大:10%)(措法42の4⑥二)
上乗せ特例		基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える場合	調整前法人税額×5%

廃止

基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例は、令和5年3月31日の適用期限の到来をもって廃止されました(旧措法42の4⑥三)。

(3) 試験研究費の範囲(サービス開発に係る見直し)

試験研究費のうち対価を得て提供する新たな役務の開発(サービス開発)に係る試験研究のために要する一定の費用について、サービス開発ではない目的で収集・取得された情報を使用して行うサービス開発を目的とする分析のために要する費用も対象とされました(措令27の4⑥一)。

改正前のサービス開発に係る要件

サービス開発を目的として、以下の①～④の全てを行う場合のこれらの行為が試験研究の対象

- ① データ収集・取得
 - (1) 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いる方法によって行われた情報の収集
 - (2) (1)の方法によって収集された情報の取得
- ② データ分析
 - ①の収集又は取得に係る情報について一定の法則を発見するために行う分析
- ③ サービス設計
 - データ分析により発見された法則を利用した役務の設計
- ④ サービス適用
 - サービスの設計に係る法則が予測と結果とが一致することの蓋然性が高いものであること等の確認

改正後のサービス開発に係る要件

サービス開発を目的として、以下のⅠ～Ⅲの全てを行う場合のこれらの行為が試験研究の対象

また、Ⅰ～Ⅲの行為とともにサービス開発目的で改正前の①の収集又は取得を行った場合はその行為も含む。

⇒ 改正前の要件と同様の行為を行った場合も引き続き対象

Ⅰ データの分析

次の情報について一定の法則を発見するために行う分析

- (i) 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いる方法によって収集された情報

⇒ サービス開発目的でない目的で収集・取得された情報を使用して行うサービス開発も対象

- (ii) (i)のほか、その法人が有する情報で、一定の法則の発見が十分見込まれる量のもの

Ⅱ サービス設計

改正前の③と同様

Ⅲ サービス適用

改正前の④と同様

(4) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度(対象となる特別試験研究費の額の見直し①)

本制度の対象となる特別試験研究費の額の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費の額が除かれ、特定新事業開拓事業者(研究開発型スタートアップ企業)との共同研究及び特定新事業開拓事業者(研究開発型スタートアップ企業)への委託研究に係る試験研究費の額が追加され、その税額控除割合が25%とされました(措令27の4③②④三②⑤二、措規20⑦)。

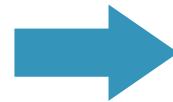
改正前

その法人との共同研究・その法人への委託研究に係る試験研究費が特別試験研究費の対象となる研究開発型ベンチャー企業について

ベンチャーファンド(産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したものに限り。)から出資を受けたベンチャー企業

研究開発法人・大学発ベンチャー企業で次の要件その他の要件を満たすもの

- ・ 認定国立大学ファンド又は研究開発法人が出資していること
- ・ 役員が研究開発法人又は大学等の職を有していること



改正後

その法人との共同研究・その法人への委託研究に係る試験研究費が特別試験研究費の対象となる研究開発型スタートアップ企業について

次の要件を全て満たす研究開発型スタートアップ企業で、経済産業大臣から証明書の交付を受けたもの

- ・ 未上場の株式会社であること
- ・ 特定の企業グループに属さない者であること
- ・ 設立の日以後の期間が15年未満(10年以上の場合は営業損失が生じているもの)の会社であって、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が10%以上であるもの
- ・ ベンチャーファンド又は研究開発法人の出資先であること

(4) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度(対象となる特別試験研究費の額の見直し②)

＜本制度のイメージ図＞

(改正後)
ベンチャーファンドに
対する経済産業大臣
の認定が不要に

ベンチャーファンド又は研究開発法人

(出資)

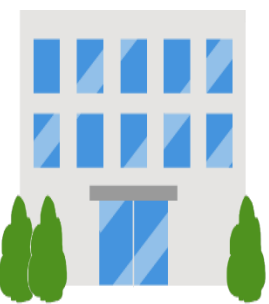


経済産業省

交付申請

証明書

交付

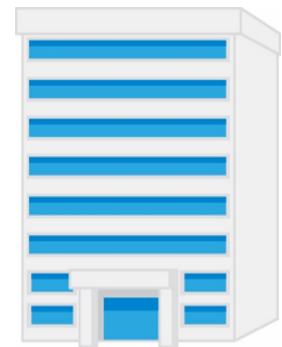


特定新事業開拓事業者
(研究開発型スタートアップ企業)

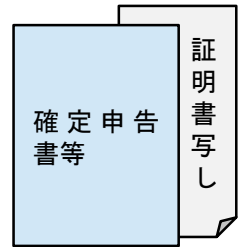
共同研究
委託研究

証明書

証明書の写し



適用を受ける法人



確定申告



税務署

(4) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度(対象となる特別試験研究費の額の見直し③)

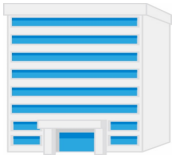
本制度の対象となる特別試験研究費の額に、次の(1)~(3)の要件を全て満たす試験研究に係る試験研究費の額(工業化研究に係る試験研究費の額を除きます。)のうち、新規高度研究業務従事者に対する人件費の額(2イの額)が追加され、その税額控除割合が20%とされました(措法42の4^⑱十、措令27の4^⑳十五^㉑五)。

【要件】

- (1) その法人の役員又は使用人である次の者(新規高度研究業務従事者)に対して人件費を支出して行う試験研究であること。
 - イ 博士の学位を授与された者で、その授与された日から5年を経過していないもの
 - ロ 他の者(その法人との間に一定の資本関係がある者を除く。)の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、その法人(その法人との間に一定の資本関係がある者を含む。)の役員又は使用人となった日から5年を経過していないもの
- (2) 次のイの額がロの額のうち占める割合(新規高度人件費割合)を前期の新規高度人件費割合で除して計算した割合が1.03以上又は前期の新規高度人件費割合が0である法人が行う試験研究(工業化研究を除く。)であること。

イ 試験研究費の額(工業化研究に係る試験研究費の額を除く。)のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額

 - ロ 試験研究費の額のうちその法人の役員又は使用人である者に対する人件費の額
- (3) 次のいずれかに該当する試験研究であること。
 - イ その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこと。
 - ロ その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであること。
 - ハ その試験研究に従事する者が広く一般に又は広くその法人の使用人に若しくは広くその法人の役員及び使用人に募集され、その試験研究に従事する新規高度研究業務従事者とその募集に応じた者であること。



適用を受ける法人



人件費



新規高度研究
業務従事者

(4) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度(対象となる特別試験研究費の額の見直し④)

(参考) 特別試験研究費の額に係る税額控除の類型

特別試験研究費の種類		税額控除割合
共同試験研究 ・ 委託試験研究	特別研究機関等(※)・大学等	30%
	17ページ参照 特定新事業開拓事業者(研究開発型スタートアップ企業)	25%
	国公立大学・研究開発法人の外部化法人	25%
	他の者(民間企業等)、技術研究組合、中小企業者	20%
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究		20%
創設(前ページ参照)	高度専門知識等を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究	20%

※ 令和5年度税制改正で、特別研究機関等に福島国際研究教育機構が追加されました(措令27の4④一ハ)。

(5) 組織再編成があった場合の調整計算の見直し

組織再編成があった場合の比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整計算が次のとおり見直され、令和5年4月1日以後に開始する事業年度について適用することとされました(改正措令附則7①)。

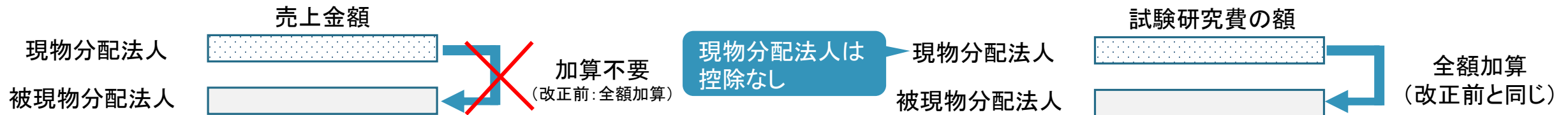
- ・ 原則計算について、現物分配があった場合の現物分配法人の売上金額を被現物分配法人の売上金額に加算する措置は廃止されました(旧措令27の4³⁵³⁶)。

- ・ 特例計算について

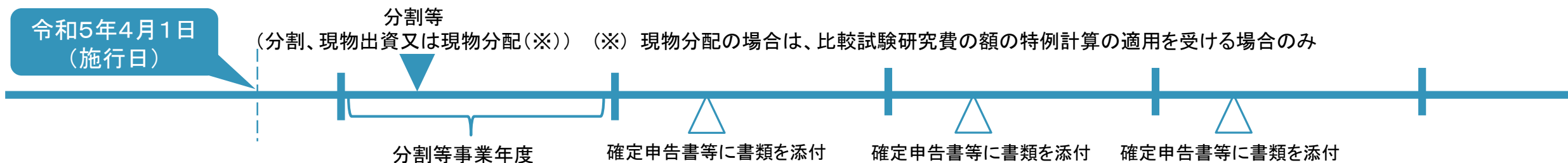
- イ 現物分配があった場合の比較試験研究費の額の調整計算について、分割又は現物出資の場合の特例と同様の特例の対象とされました(措令27の4¹⁴、措規20³二)。

- ロ 特例の適用を受けるための認定申請及び届出の手続が廃止され、確定申告書等、修正申告書又は更正の請求書に必要事項を記載した書類を添付することにより、特例計算の適用を受けることができることとされました(措令27の4¹⁴³⁰)。

<現物分配があった場合の比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整計算(原則)>



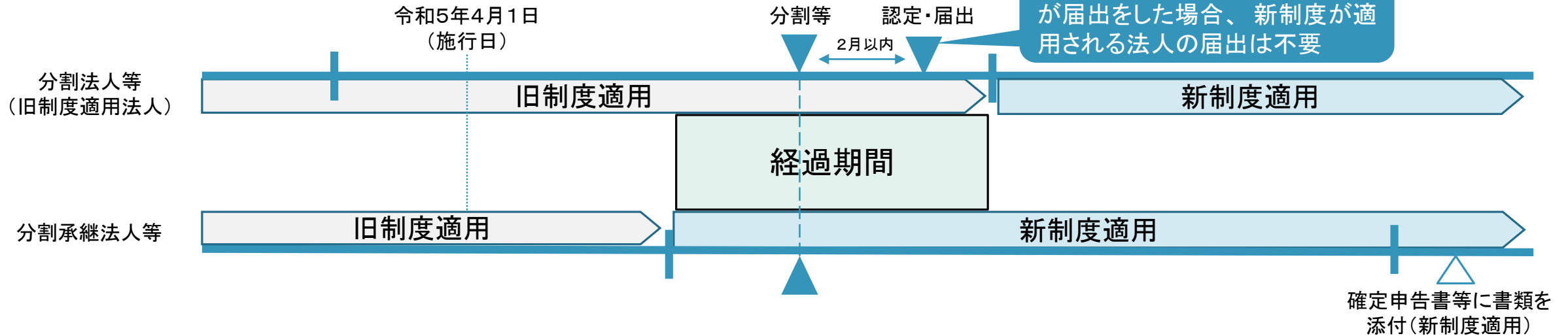
<組織再編成があった場合の比較試験研究費の額及び平均売上金額の特例計算の適用を受けるための手続>



(6) 組織再編成があった場合の調整計算に関する経過措置①

法人が、分割等（分割又は現物出資をいいます。）で経過期間（※1）内に行われたものに係る旧制度適用法人（※2）に該当するときは、その分割等に係る旧制度適用法人の全てが届出をした場合には、その分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）及び分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）の全てが旧制度の届出をしたものとみなすこととされています（改正措令附則7②）。

<経過期間において分割等が行われた場合>



※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます（改正措令附則7③）。

- (1) 分割法人等の施行日以後最初に開始する事業年度開始の日
- (2) 分割承継法人等の施行日以後最初に開始する事業年度開始の日

※2 旧制度適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が施行日前に開始した事業年度の期間内であるものをいいます（改正措令附則7②）。

(6) 組織再編成があった場合の調整計算に関する経過措置②

分割、現物出資又は現物分配について改正前の特例計算(旧制度)の適用を受ける旨の届出(現物分配にあつては試験研究用資産の移転がない旨の届出)をした法人が、その分割、現物出資又は現物分配について改正後の特例計算(新制度)を適用しようとする場合に、新制度の適用要件とされている確定申告書等、修正申告書又は更正の請求書への書類の添付があるものとみなされ、その添付があるものとみなされた書類に次の記載事項があるものとみなすこととされています(改正措令附則7⑤、改正措規附則4①②)。

【新制度の適用時に確定申告書等に添付される書類に記載があるものとみなされる事項】

(1) 分割・現物出資

旧制度の届出書に記載した移転試験研究費の額・移転売上金額が新制度の確定申告書等の添付書類に記載されているものとする。

(2) 現物分配

移転試験研究費の額として0が記載されているものとする。

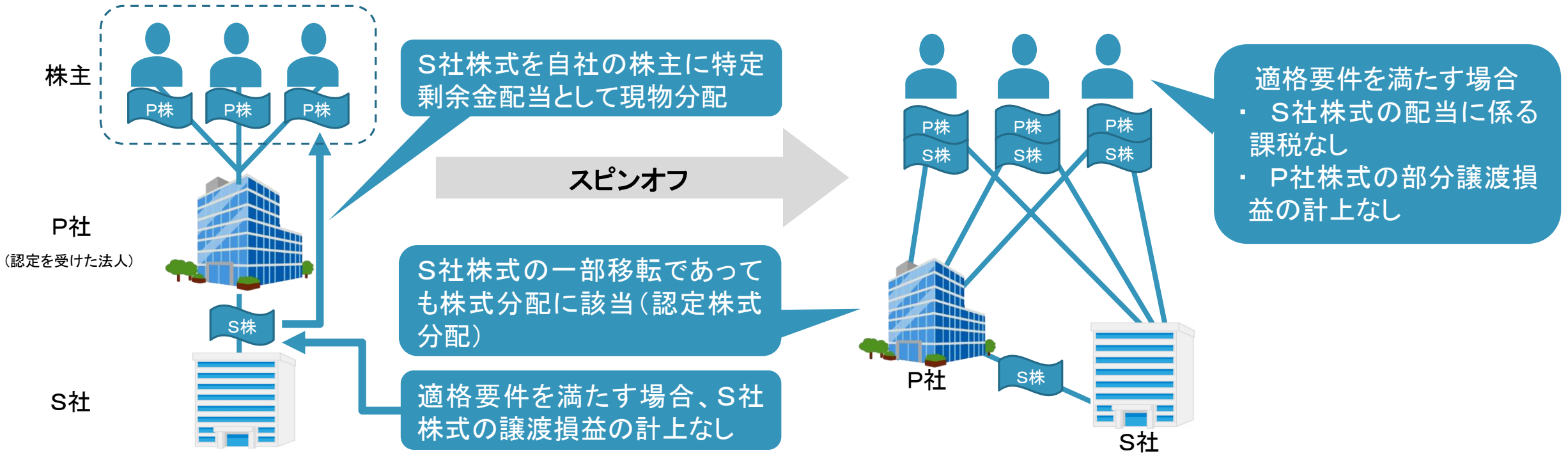
<旧制度で届出をした場合の新制度移行後の取扱い>



3 認定株式分配に係る課税の特例の創設

(1) 認定株式分配に係る課税の特例の創設(制度の概要)

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特典剰余金配当(※1)として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配(※2)に該当することとされ、その株式分配のうち、適格要件(次ページ参照)に該当するものは、適格株式分配に該当することとされました(措法68の2の2①、措令39の34の3①)。



※1 特定剰余金配当とは、剰余金の配当で、配当財産がその認定を受けた法人の関係事業者の株式又は外国関係法人の株式等であるものをいいます(産業競争力強化法31①)。

※2 本特例の適用がある場合における株式分配とは、現物分配(剰余金の配当又は利益の配当に限ります。)のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人(完全子法人)のその発行済株式等の一部(本則:発行済株式等の全部)が移転するものをいいます(措法68の2の2①による読替え後の法2十二の十五の二)。

(2) 認定株式分配に係る課税の特例の創設(認定株式分配に係る適格要件)

認定株式分配に係る適格要件

- 1 認定株式分配に係る完全子法人の株式(出資を含む。以下1において同じ。)が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占めるその現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の株式の数(出資にあつては、金額)の割合に応じて交付されるものであること(法二十二の十五の三、措法68の2の2①)。
- 2 認定株式分配の直後にその認定株式分配に係る現物分配法人が有するその認定株式分配に係る完全子法人の株式又は出資の数又は金額のその完全子法人の発行済株式又は出資(その完全子法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額のうちに占める割合が20%未満となること(措令39の34の3①一)。
- 3 適格株式分配(本則)と同様の非支配要件、特定役員継続要件及び主要事業継続要件並びに本則から要件が厳格化された従業者継続従事要件(※)を満たすこと(措令39の34の3①二～五)。
- 4 認定株式分配に係る完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める次の要件のいずれかを満たすものであること(措令39の34の3①六、令5経済産業省告示50、事業再編実施指針四へ(1)～(3))。
 - (1) 完全子法人の特定役員(社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいう。)に対して、新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること
 - (2) 完全子法人の主要な事業(事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれているものに限る。以下同じ。)を開始した日から事業再編計画の認定の申請の日までの期間が10年以内であること
 - (3) 完全子法人の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者が確認したこと

※ 本則から要件が厳格化された従業者継続従事要件は、認定株式分配に係る完全子法人のその認定株式分配の直前の従業者のうち、その総数のおおむね90%以上(本則:80%以上)に相当する数の者がその完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていることとされています(措令39の34の3①四)。

4 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し

(1) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し(適用期限の延長、対象となる買換えの見直し)

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました(措法65の7①、65の8①、65の9)。

- ・ 既成市街地等の内から外への買換えが対象から除かれる等の適用対象の見直しが行われました(旧措法65の7①一等)。
- ・ 国内にある土地等、建物等又は構築物(いずれも所有期間が10年を超えるものに限ります。)から国内にある土地等、建物等又は構築物への買換えについて、圧縮割合が次のとおり見直されました(措法65の7⑭)。

イ 東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店等の移転を伴う買換えの圧縮割合が90%(改正前:80%)に引き上げられました。

ロ 地域再生法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店等の移転を伴う買換えの圧縮割合が60%(改正前:70%)に引き下げられました。

改正前

(単位:%)

譲渡資産 \ 買換資産	集中地域以外の地域	東京都特別区以外の集中地域	東京都特別区
	集中地域以外の地域		75
上記以外	80		



改正後

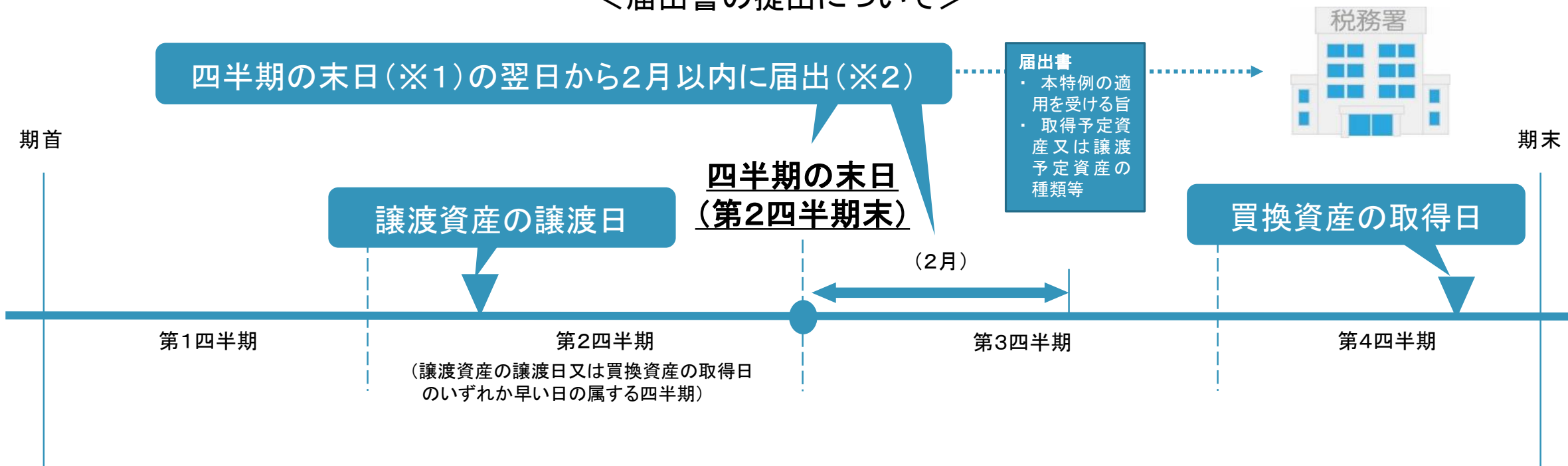
(単位:%)

譲渡資産 \ 買換資産		集中地域以外の地域		東京都特別区以外の集中地域	東京都特別区	
		本店資産以外	本店資産		本店資産以外	本店資産
集中地域以外の地域	本店資産以外			75	70	見直し
	本店資産					60
東京都特別区以外の集中地域				80		
東京都特別区	本店資産					

(2) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し(届出要件の追加)

交換以外で譲渡資産を譲渡した日と買換資産を取得した日が同一事業年度内の場合には、本特例の適用を受ける旨等の届出をすることが適用要件に加えられました(措法65の7①⑨、65の8⑦⑧、65の9二、措令39の7②)。

<届出書の提出について>



※1 譲渡資産の譲渡日又は買換資産の取得日のいずれか早い日の属する四半期(その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間(最後に3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間))の末日をいいます(措令39の7②)。

※2 令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同日以後に買換資産の取得をする場合において本特例の適用を受ける資産について適用されます(改正法附則46③)。

5 暗号資産の評価方法等の見直し

(1) 暗号資産の評価方法等の見直し(期末に時価評価損益を計上するものの範囲等①)

事業年度末において保有する暗号資産のうち、次のイ及びロのいずれにも該当する暗号資産は特定自己発行暗号資産とすることとされ、時価評価により評価損益を計上する暗号資産から除かれました(法61③、法令118の7②)。

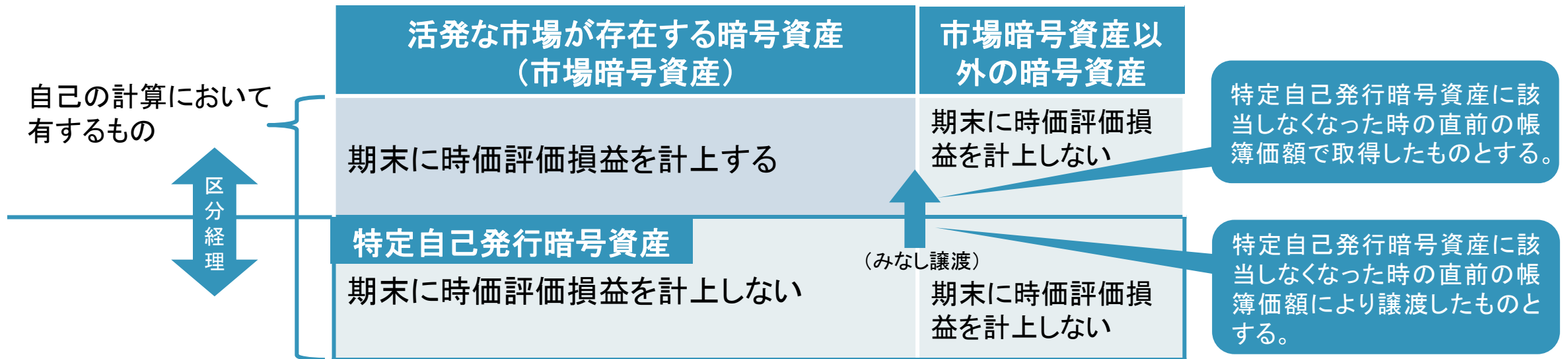
イ 自己が発行し、かつ、その発行の時から継続して自己が保有する暗号資産

ロ その暗号資産の発行の時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているもの(33・34ページ参照)

		活発な市場が存在する暗号資産 (市場暗号資産)	市場暗号資産以外の暗号資産
自己の計算において 有しないもの	期末に時価評価損益を計上しない		期末に時価評価損益を計上しない
	期末に時価評価損益を計上する		
自己の計算において 有するもの	新設: 特定自己発行暗号資産 期末に時価評価損益を計上する →【改正後】計上しない		期末に時価評価損益を計上しない

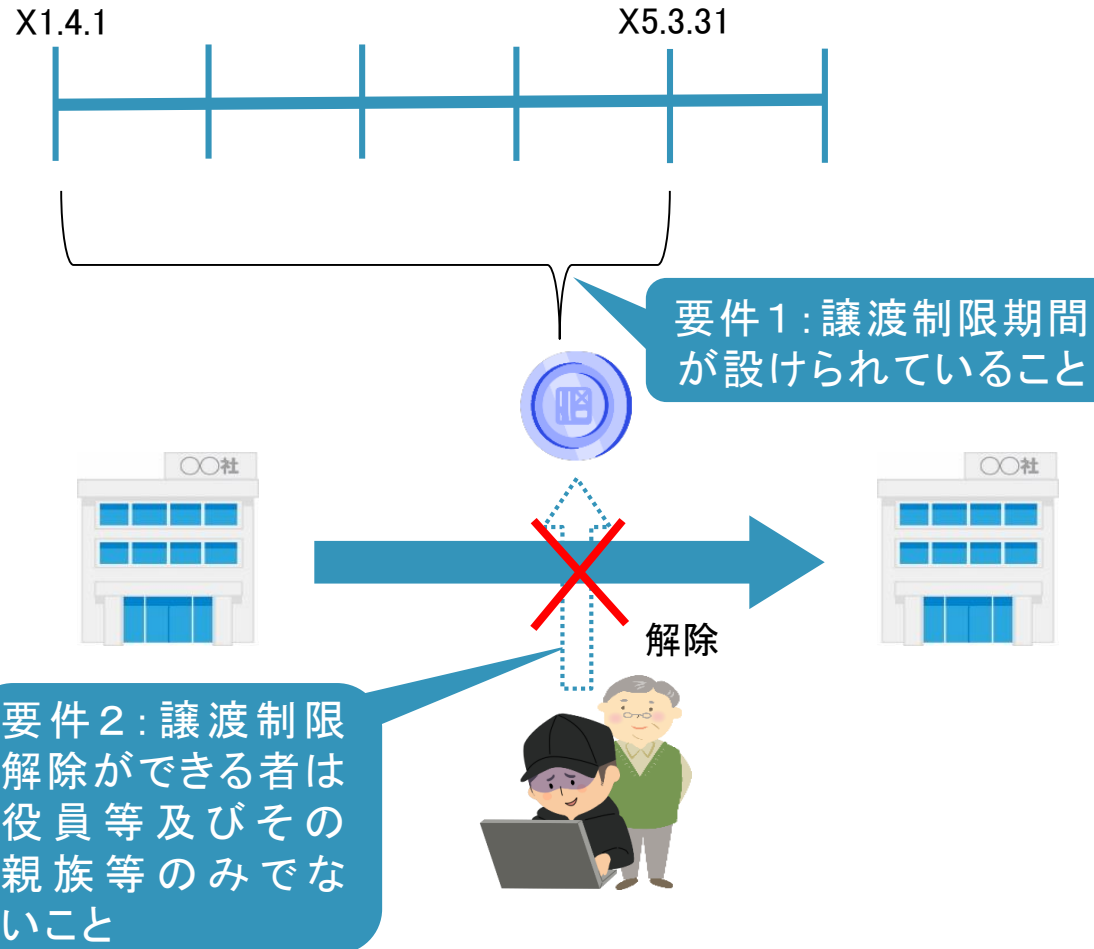
(1) 暗号資産の評価方法等の見直し(期末に時価評価損益を計上するものの範囲等②)

- ・ 暗号資産の譲渡原価を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の計算は、同一種類の暗号資産であっても、特定自己発行暗号資産と特定自己発行暗号資産以外の暗号資産のいずれかに区分して計算することとされました(法令118の6②)。
- ・ 法人が自己の計算において有する特定自己発行暗号資産について、その暗号資産が特定自己発行暗号資産に該当しないこととなった場合には、その該当しないこととなった時において、その暗号資産をその時の直前の帳簿価額により譲渡し、かつ、その暗号資産をその帳簿価額により取得したものとみなして、その法人の各事業年度の所得の金額を計算することとされました(法61⑦、法令118の11)。



(2) 暗号資産の評価方法等の見直し(譲渡についての制限その他の条件①)

譲渡についての制限その他の条件とは、下記又は次ページのいずれかをいいます(法令118の7②、法規26の10)。



その暗号資産につき、他の者に移転することができないようにする技術的措置であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものがとられていること(法令118の7②一、法規26の10)

1

その移転することができない期間が定められていること

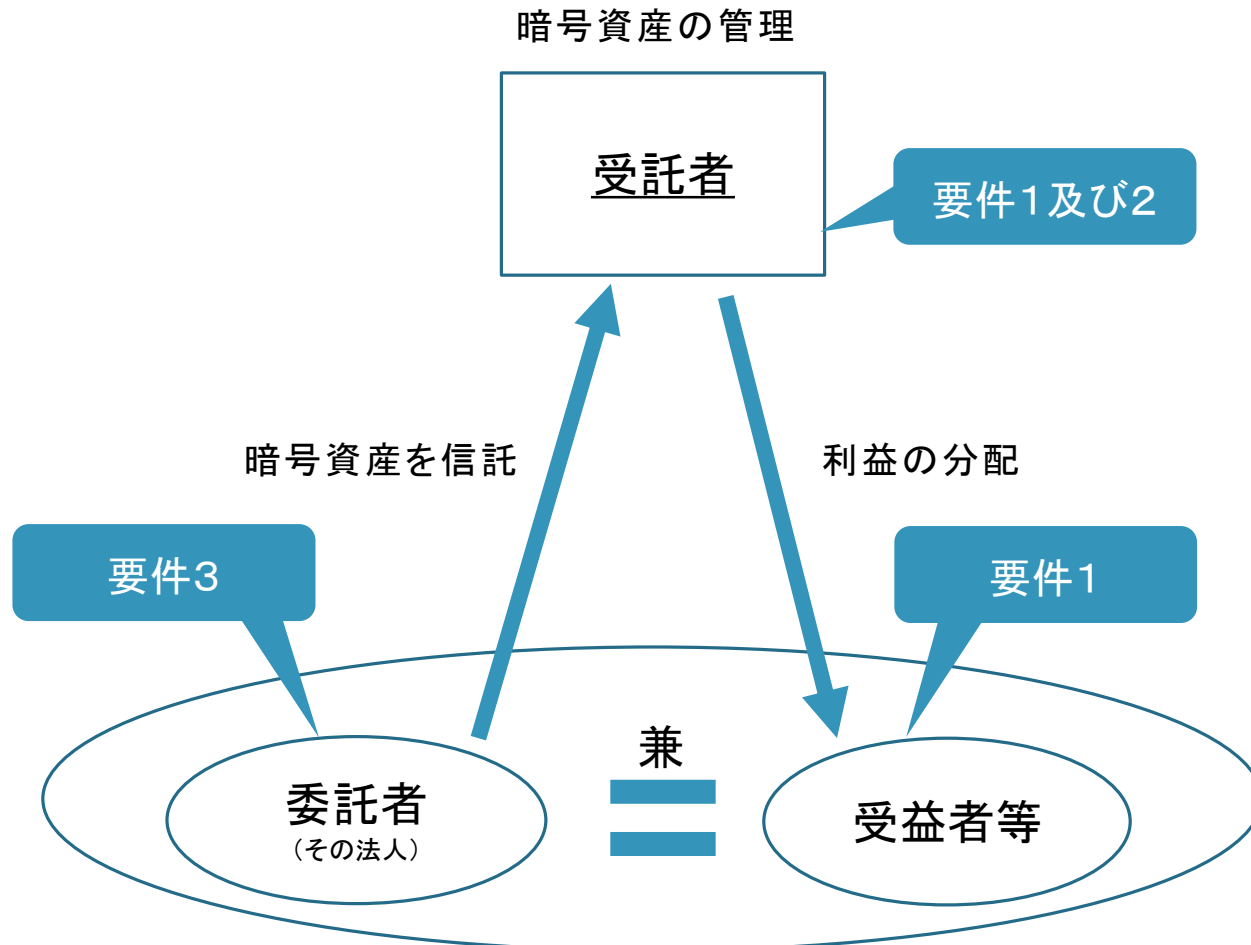
2

その技術的措置が、その暗号資産を発行した法人(その法人との間に完全支配関係がある他の者を含む。以下「発行法人等」という。)の役員及び使用人(以下「役員等」という。)並びに次に掲げる者のみによって解除をすることができないものであること

- (1) 発行法人等の役員等の親族
- (2) 発行法人等の役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (3) (1)又は(2)に掲げる者以外の者で発行法人等の役員等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- (4) (2)又は(3)に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(2) 暗号資産の評価方法等の見直し(譲渡についての制限その他の条件②)

信託の要件: 受益者等課税信託であること



その暗号資産が信託で次に掲げる要件の全てに該当するもの(受益者等課税信託(※1)に限ります。)の信託財産とされていること(法令118の7②二)

1

その信託の受託者が信託会社及び信託業務を営む金融機関のみであり、かつ、その信託の受益者等(※2)がその法人のみであること

2

その信託に係る信託契約において、その信託の受託者がその信託財産に属する資産及び負債をその信託の受託者及び受益者等以外の者に譲渡しない旨が定められていること

3

その信託に係る信託契約において、その法人によって、その信託の受益権の譲渡及びその信託の受益者等の変更をすることができない旨が定められていること

※1 法第12条第1項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいいます。

※2 このページにおいて、受益者等とは、受益者及び法第12条第2項の規定により受益者とみなされるものをいいます。

(3) 暗号資産の評価方法等の見直し(取得価額の区分の追加)

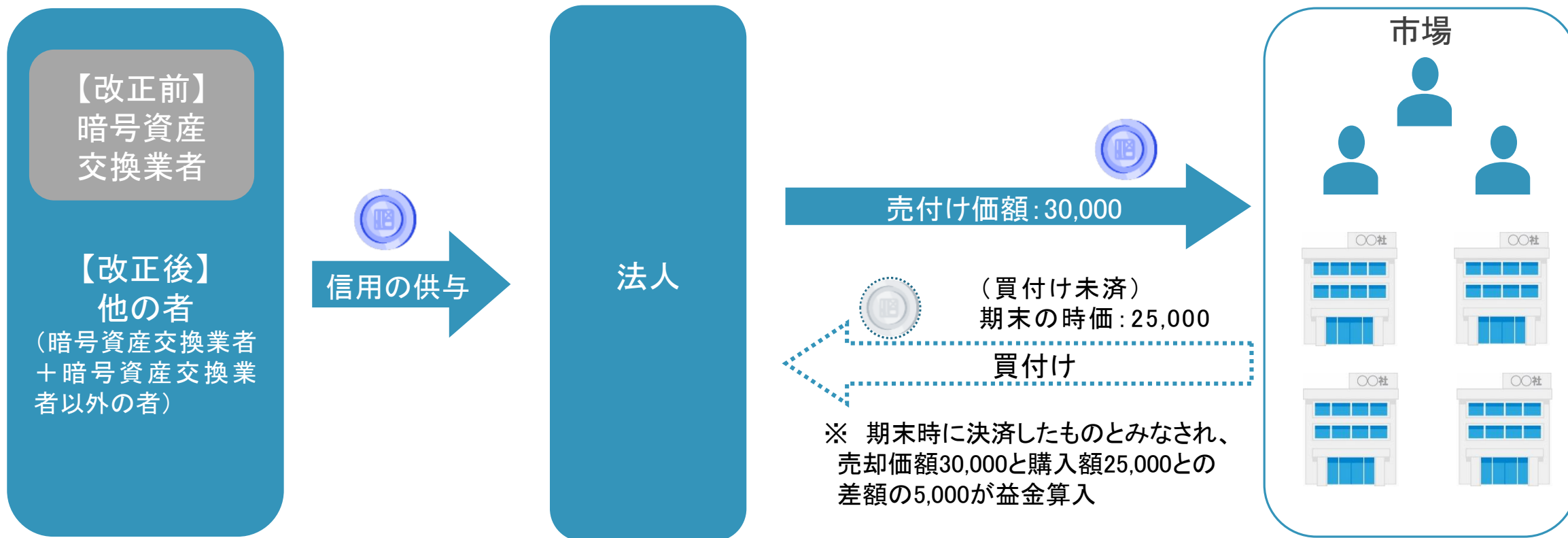
自己発行により取得した暗号資産について、その暗号資産の取得価額は、その発行のために要した費用の額(改正前:その取得の時ににおけるその取得のために通常要する価額)とすることとされました(法令118の5二)。

短期売買商品等の区分		金額
1	購入した短期売買商品等	その購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他その短期売買商品等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)
新設		
2	自己が発行することにより取得した短期売買商品等(暗号資産に限る。)	その発行のために要した費用の額
3	上記1及び2以外の短期売買商品等	その取得の時ににおけるその短期売買商品等の取得のために通常要する価額

(4) 暗号資産の評価方法等の見直し(暗号資産信用取引の範囲)

他の者(改正前:暗号資産交換業者)から信用の供与を受けて暗号資産の売買(暗号資産信用取引)を行った場合において、その暗号資産信用取引のうち、事業年度終了の時ににおいて決済されていないものがあるときは、その時ににおいてその暗号資産信用取引を決済したものとみなして算出した損益相当額を益金の額又は損金の額に算入することとされました(法61⑧)。

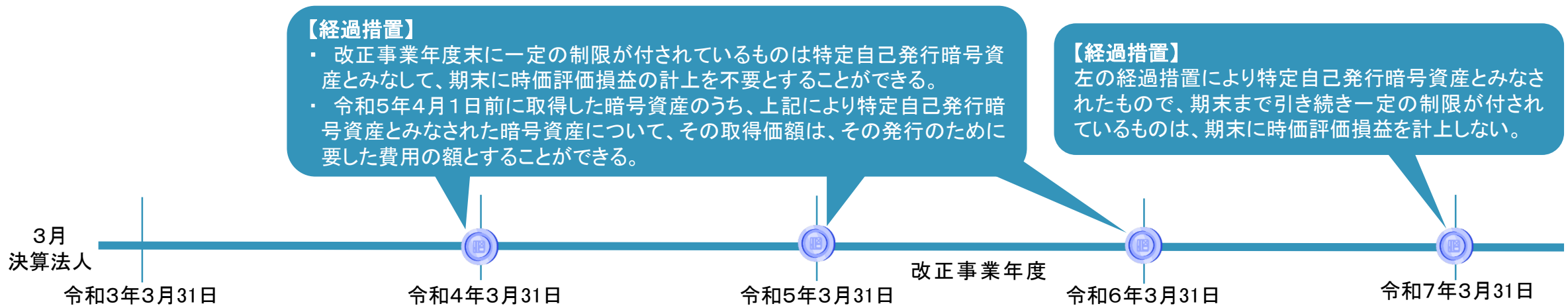
＜借り入れた暗号資産の売付けをし、その後その暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買付けをする場合＞



(5) 暗号資産の評価方法等の見直し(時価評価損益及び取得価額に関する経過措置)

- ・ 暗号資産の評価方法等の見直しは、令和5年4月1日以後に開始する事業年度について適用することとされました(改正法附則12①)。
- ・ 改正事業年度(令和5年4月1日の属する事業年度)終了の時ににおいて保有する自己発行暗号資産がその時ににおいて譲渡についての制限その他の条件が付されているものに該当する場合には、その改正事業年度以前の各事業年度においても期末時価評価損益の計上をしないことができることとされ、その期末時価評価損益を計上しないこととした自己発行暗号資産については、改正事業年度後の各事業年度においては継続してその譲渡制限が付されている限り期末時価評価損益を計上しないこととされました(改正法附則12②③)。
- ・ 令和5年4月1日前に取得をした暗号資産のうち、上記の経過措置により期末時価評価損益を計上しないこととした自己発行暗号資産の取得価額は、その発行のために要した費用の額とすることができることとされました(改正法令附則4②)。

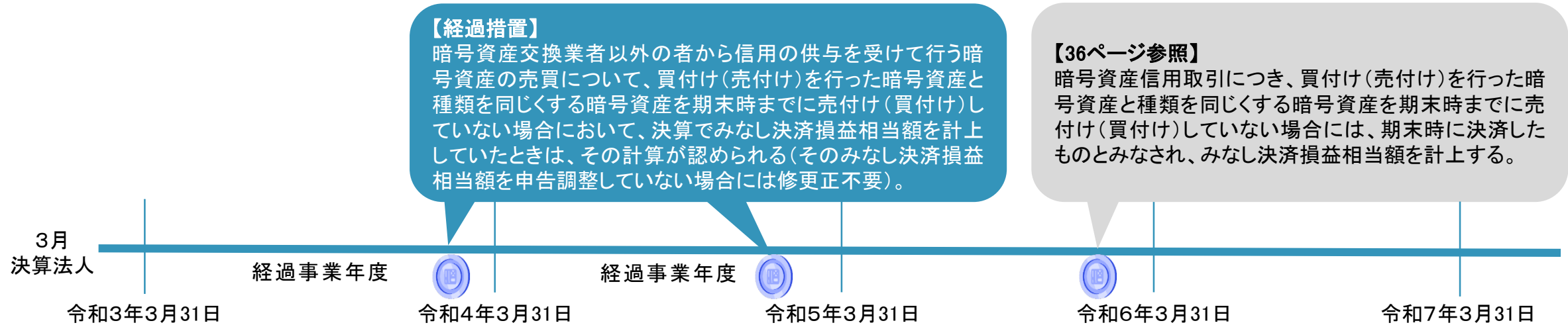
<特定自己発行暗号資産に係る経過措置>



(5) 暗号資産の評価方法等の見直し(みなし決済損益に関する経過措置)

経過事業年度(令和5年4月1日前に開始した事業年度)において暗号資産交換業者以外の者と暗号資産信用取引を行い、その行った日以後に終了する経過事業年度終了の時ににおいて決済されていないものの全てについて、確定した決算でみなし決済損益を計上していた場合には、その計算が認められることとされました(改正法附則12④)。

<暗号資産信用取引に係る経過措置>

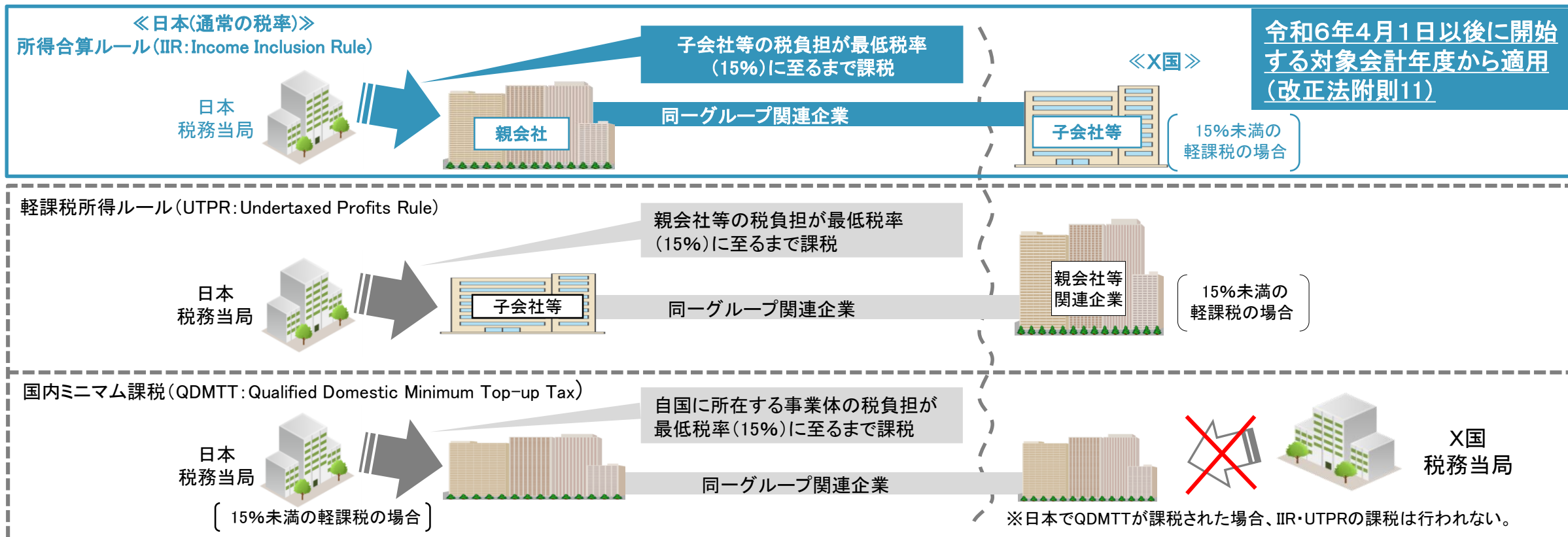


6 グローバル・ミニマム課税への対応

(1) グローバル・ミニマム課税への対応(グローバル・ミニマム課税の概要)

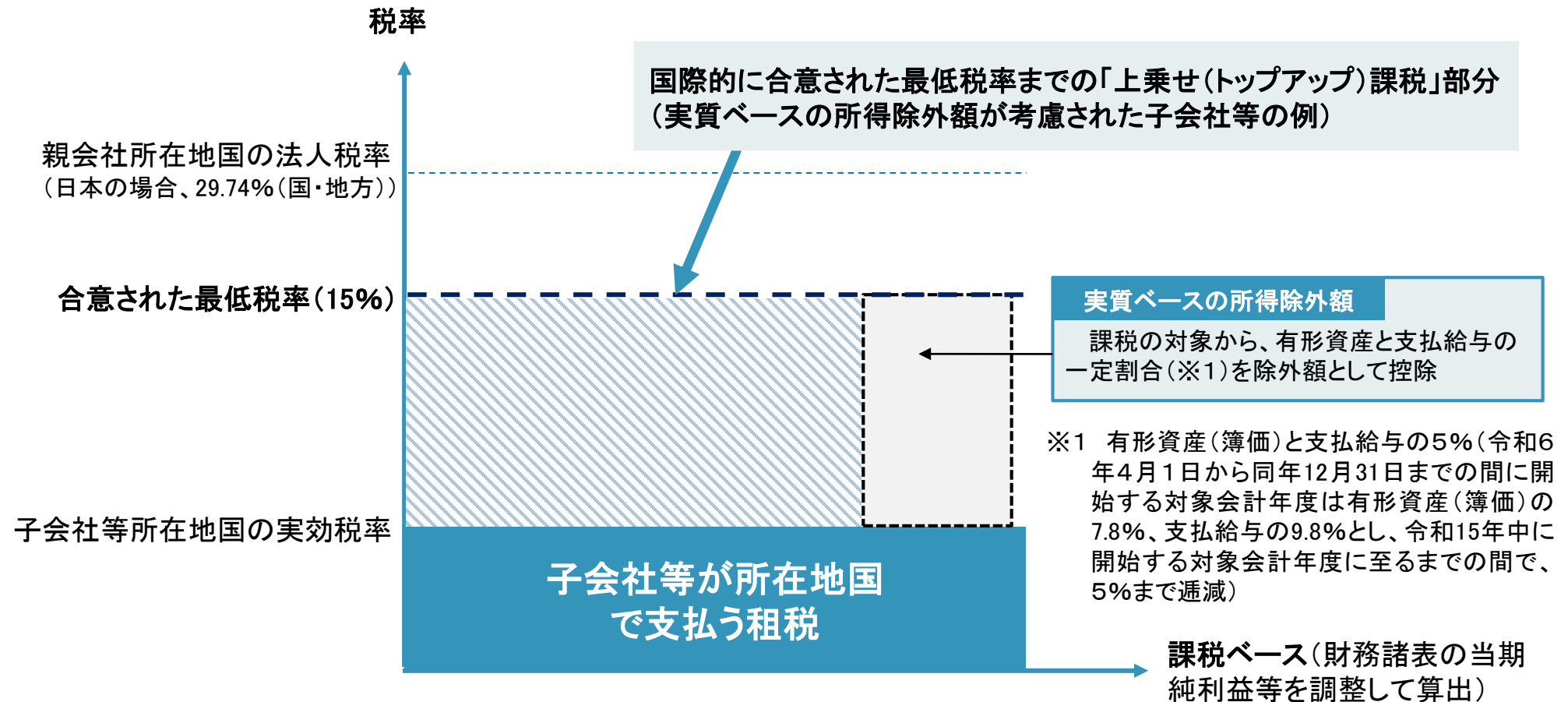
- ・ グローバル・ミニマム課税は、年間総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業を対象とし、一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組みです。
- ・ 日本においては、国際的な合意に沿って、以下の3つのルールを導入する方向で検討され、令和5年度税制改正では、所得合算ルールに係る法制化が行われました(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の創設)(法4①、6の2、15の2、82～82の10等)。

※ グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正については、法律のみ公布されており、政令及び省令については後日公布されます(令和5年5月18日現在)。



(2) グローバル・ミニマム課税への対応(所得合算ルールイメージ)

所得合算ルールは、軽課税国に所在する子会社等の税負担が国際的に合意された最低税率(15%)に至るまで、親会社の所在する国において課税を行う制度です。

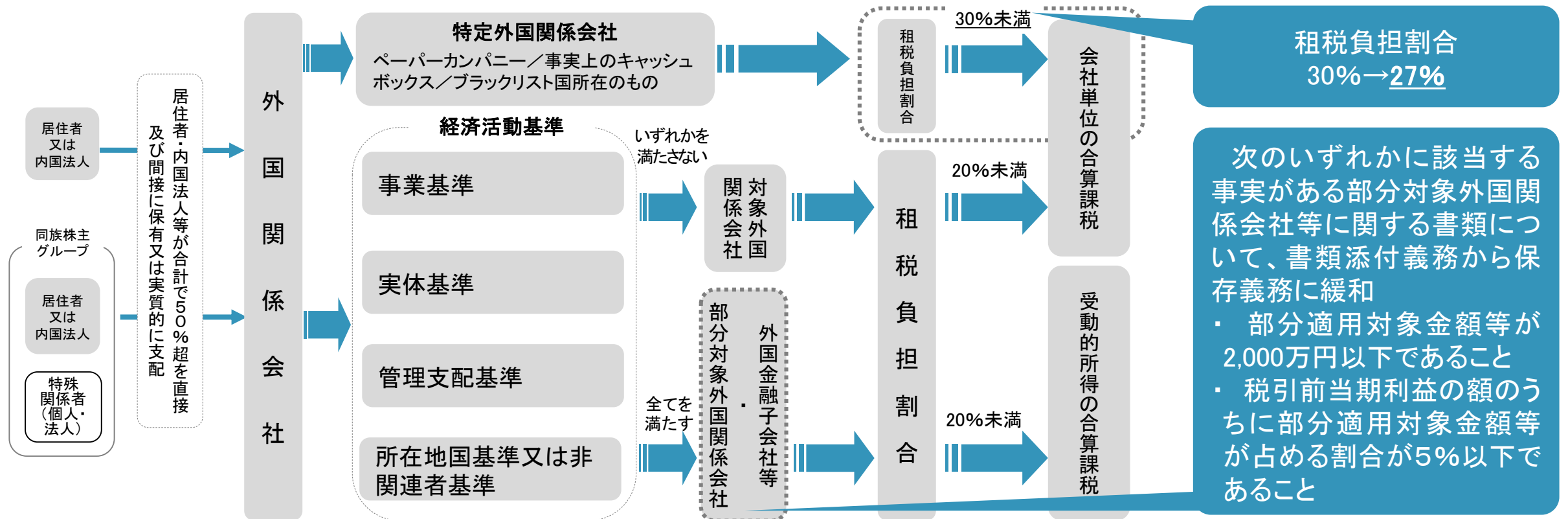


7 内国法人の外国関係会社に係る所得 の課税の特例の見直し

内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例の見直し

外国子会社合算税制について、次の見直しが行われ、内国法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度に係る課税対象金額及び部分課税対象金額等を計算する場合について適用することとされました(改正法附則48①)。

- ・ 特定外国関係会社について、適用免除要件である租税負担割合の閾値が27%(改正前:30%)へ引き下げられました(措法66の6⑤一)。
- ・ 一定の部分対象外国関係会社等に関する書類について、書類添付義務から保存義務に緩和されました(措法66の6⑪⑫)。



8 その他主な改正項目

(1) その他主な改正項目(中小企業投資促進税制の見直し①)

中小企業投資促進税制について、特定機械装置等の範囲が下表のとおり見直された上、その適用期限が2年延長されました(措法42の6①一・五、措令27の6①③、措規20の3①②⑦)。

特定機械装置等:減価償却資産(匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除く。)のうち、次に掲げるもの

見直し

- 1 1台又は1基の取得価額が160万円以上の機械装置(コインランドリー業(※)(中小企業者等(次ページ※1)の主要な事業(次ページ※2)であるものを除く。)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。)
- 2 1台又は1基の取得価額が120万円以上の工具(測定工具又は検査工具)
- 3 一の取得価額が70万円以上のソフトウェア
- 4 車両総重量3.5t以上の貨物自動車

見直し

- 5 内航海運業の用に供される船舶(総トン数500トン以上の船舶にあつては、次の事項を国土交通大臣に届け出たことについて、本制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にその届出があつた旨を証する書類の写しを添付することにより明らかにされた船舶に限る。)
 - ・ その船舶に用いられた指定装置等(環境への負荷の低減に資するものとして国土交通大臣が指定する装置(次ページ※3)をいう。以下同じ。)の内容
 - ・ 指定装置等(その船舶に用いることができないものを除く。)のうちその船舶に用いられていないものがある場合には、その理由及びその指定装置等に代わり用いられた装置、機器及び構造の内容

(※) 洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備(共同洗濯設備として病院、寄宿舍その他の施設内に設置されているものを除きます。)を設け、これを公衆に利用させる事業をいいます。

(1) その他主な改正項目(中小企業投資促進税制の見直し②)

※1 措法第42条の6第1項に規定する中小企業者等をいいます。

※2 次の事業は、主要な事業に該当することとされています(措規20の3②)。

(1) 継続的に中小企業者等の経営資源(事業の用に供される不動産、事業に関する従業者の有する技能又は知識(租税に関するものを除きます。)その他これらに準ずるものをいいます。)を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業

(2) 中小企業者等が行う主要な事業に付随して行う事業

※3 環境への負荷の低減に資する装置、機器及び構造を指定する告示(令和5年国土交通省告示第264号)により国土交通大臣が指定した装置、機器及び構造をいいます。

(参考) 中小企業投資促進税制の概要

中小企業者等が、令和7年3月31日(改正前:令和5年3月31日)までに、特定機械装置等の取得等をして指定事業の用に供した場合には、取得価額の7%の税額控除(中小企業者等のうち資本金の額等が3,000万円以下の法人等に限り、また、中小企業経営強化税制との合計で、調整前法人税額の20%を上限とされています。)又は取得価額の30%の特別償却ができることとされています。

(2) その他主な改正項目(中小企業経営強化税制の見直し)

中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の対象から、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業の用に供する資産で一定のものが除かれた上、その適用期限が2年延長されました(措法42の12の4①、中小企業等経営強化法施行規則16②)。

改正前

改正後

特定経営力
向上設備等

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで、次の要件を満たすもの



生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェア(コインランドリー業(※)又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。)で、次の要件を満たすもの

要件

1	生産性向上設備(A類型)	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備
2	収益力向上設備(B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
3	デジタル化設備(C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備
4	経営資源集約化設備(D類型)	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備

(※) 洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備(共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除きます。)を設け、これを公衆に利用させる事業をいいます。

(参考) 中小企業経営強化税制の概要

中小企業者等が、令和7年3月31日(改正前:令和5年3月31日)までに、特定経営力向上設備等の取得等をして指定事業の用に供した場合には、取得価額の7%(中小企業者等のうち資本金の額等が3,000万円以下の法人等については、10%)の税額控除(中小企業投資促進税制との合計で、調整前法人税額の20%を上限)又は即時償却ができることとされています。